

広域振興局長

提出者 〒020-0044 岩手県盛岡市城西町13番1号
 住所 株式会社 マルイチ
 氏名 代表取締役 小笠原 弘治

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

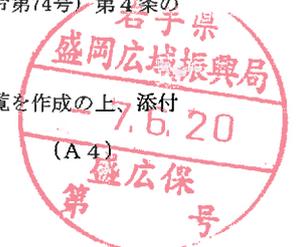
主たる工場又は事業場の名称	スーパーマーケットマルイチみたけ店	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	盛岡市みたけ2-12-22	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	4,504 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
みたけ店	〒020-0122 盛岡市みたけ2-12-22	324 kℓ
水沢店	〒023-0003 奥州市水沢佐倉河蟹沢31	285 kℓ
中ノ橋通店	〒020-0871 盛岡市中ノ橋通2-7-38	271 kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合の記載欄

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
緑が丘店	〒020-0117 盛岡市緑が丘4-10-34	268 kℓ
上盛岡店	〒020-0061 盛岡市北山1-9-21	237 kℓ
宮古店	〒027-0077 宮古市館合町7-7	238 kℓ
東安庭店	〒020-0824 盛岡市東安庭3-17-41	213 kℓ
城西店	〒020-0044 盛岡市城西町13-12	208 kℓ
本宮店	〒020-0866 盛岡市本宮3-12-10	199 kℓ
矢巾店	〒028-3603 紫波郡矢巾町西徳田5-170	190 kℓ
サンパルク店	〒026-0041 釜石市上中島2-7-36	168 kℓ
材木町店	〒020-0063 盛岡市材木町5-25	166 kℓ
北上店	〒024-0072 北上市鬼柳31-1	154 kℓ
久慈店	〒028-0821 久慈市門前6-65	152 kℓ
浅岸店	〒020-0801 盛岡市浅岸1-20-15	133 kℓ
天昌寺店	〒026-0136 盛岡市北天昌寺町7-46	130 kℓ
鶴住居店	〒026-0301 釜石市鶴住居町4-109	130 kℓ
山田店	〒028-1311 下閉伊郡山田町大沢2-48-4	115 kℓ
東和店	〒028-0114 花巻市東和土沢6-108-1	108 kℓ
大船渡	〒022-0002 大船渡市大船渡町笹崎54-11	104 kℓ
業務みたけ	〒020-0122 盛岡市みたけ2-12-8	103 kℓ
館向店	〒020-0115 盛岡市館向町1-15	100 kℓ
花巻店	〒025-0098 花巻市材木町7-26	99 kℓ
雫石店	〒020-0541 岩手郡雫石町千刈田78-4	98 kℓ
大更店	〒028-7111 八幡平市大更21-100	93 kℓ
飯岡店	〒020-0834 盛岡市永井20-2-1	92 kℓ
沼宮内店	〒028-4307 岩手郡岩手町五日市11-134-2	62 kℓ
本社・タストヴァン城西店	〒020-0044 盛岡市城西町13-1	41 kℓ
産直上盛岡店	〒020-0061 盛岡市城西町13-1	23 kℓ

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(2024) 年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	前年度二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	対前年度比二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量		販売したエネルギー使用量		E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)				
	数値 A	単位 B	数値 C	単位 D						
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL					
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL					
揮発油(ガソリン)		kL			kL					
ナフサ		kL			kL					
ジェット燃料		kL			kL					
灯油	88.50	kL	3,230		kL	3,230	221	234	-13	
軽油		kL			kL					
A重油		kL			kL					
B・C重油		kL			kL					
石油アスファルト		t			t					
石油コークス		t			t					
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	48.70	t	2,440	t	2,440	146	146	0	
	石油系炭化水素ガス		千m ³		千m ³					
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t		t					
	その他可燃性天然ガス		千m ³		千m ³					
石炭	輸入原料炭		t		t					
	原料炭		t		t					
	コークス用原料炭		t		t					
	吹込用原料炭		t		t					
	一般炭		t		t					
困産一般炭		t			t					
輸入無煙炭		t			t					
石炭コークス		t			t					
コールタール		t			t					
コークス炉ガス		千m ³			千m ³					
高炉ガス		千m ³			千m ³					
発電用高炉ガス		千m ³			千m ³					
転炉ガス		千m ³			千m ³					
都市ガス		千m ³			千m ³					
その他の燃料	()									
	()									
黒液		t			t					
木材		t			t					
木質廃材		t			t					
バイオエタノール		kL			kL					
バイオディーゼル		kL			kL					
バイオガス		千m ³			千m ³					
その他バイオマス		t			t					
RDF		t			GJ/t					
RPF		t			GJ/t					
廃タイヤ		t			GJ/t					
廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t					
廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t					
廃油		kL			GJ/kL					
廃棄物ガス		千m ³			千m ³					
混合廃材		t			t					
水素		t			t					
アンモニア		t			t					
その他燃料()										
小計①						5,670	367	380	-13	
産業用蒸気		GJ			GJ					
産業用以外の蒸気		GJ			GJ					
温水		GJ			GJ					
冷水		GJ			GJ					
地熱		GJ			GJ					
温泉熱		GJ			GJ					
太陽熱		GJ			GJ					
雷氷熱		GJ			GJ					
小計②										
電気事業者①	19,476.80	千kWh	168,280		千kWh	168,280	7,830	8,957	-1,127	
電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh			千kWh					
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh					
自家発電	太陽光	176.06	千kWh	634	千kWh	634				
	水力		千kWh		千kWh					
	風力		千kWh		千kWh					
	その他		千kWh		千kWh					
小計③										
合計 ①+②+③						174,583	8,197	9,337	-1,140	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258

原油換算エネルギー使用量	4,510.4	kL
--------------	---------	----

(3) 温室効果ガスの純排出量

区分	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	8,197 t-CO ₂
メタンの排出量	t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量	t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量	t-CO ₂
合計	8,197 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

令和10年3月末までに令和7年3月末比3%削減する。
CO2排出量を毎年度1%削減目標

【具体的な取組】

○省エネルギー

当社の二酸化炭素の排出量は電気が95.5%を占めており、電気使用量の削減が重要課題である。削減策として、デマンドの監視装置の導入による電力ピーク抑制、店内空調設定温度の管理、冷蔵ケースの適正温度管理(冷やし過ぎ防止)、開店前の店内照明灯箇所削減、インバータ冷凍機の導入、省エネルギーケースの導入、LEDランプに切替、定期点検の厳格化等実施し毎年1%削減する。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

未設置店舗への太陽光発電設備の設置を検討する。

○自動車利用抑制

通勤時に自転車や徒歩、公共交通機関の利用を促す。

○輸送の合理化

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

省エネの意識を再度社員全員で認識するため、月1回開催の「省エネ推進委員会」で周知徹底し共有する。

(3) 計画の達成度の把握方法

毎月開催の部店長出席の「業績会議」で推進状況と今後の対策や計画を策定する。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

容器包装の削減や紙ごみ、ガラス瓶、空き缶等の分別回収による資源化に努める。

